

F No. 4 ・ 7 ・ 5 （丁）

令和 6 年 9 月 5 日

市内通所介護系事業者 様

秦野市長 高 橋 昌 和

（公印・契印省略）

令和 6 年台風第 1 0 号の影響による所要時間による区分の取扱い
について（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、市内事業所からの問い合わせに基づき、令和 6 年台風第 1 0 号の影響による所要時間による区分の取扱いについて次のとおり通知します。

1 質問及び回答

- (1) 令和 6 年台風第 1 0 号の接近による豪雨の影響を鑑み、利用者の安全を確保するため、通所介護計画より 1 時間早く自宅へ送ったが、このことは所要時間による区分の取扱いにある、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合として計画上の単位数を算定して差し支えないか。

（回答）所要時間による区分の取扱いについては、解釈通知において「～当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、～」と定められており、本来であれば台風は予期できる気象状況であるが、令和 6 年台風第 1 0 号は進路や降雨時刻が予報と大きく変わったことから、計画上の単位数を算定して差し支えありません。ただし、昨今、強い勢力の台風が発生していることから、サービス提供の実施に当たっては、利用者の安全を鑑みて行ってください。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定することとされていることは従前のとおりとします。

- (2) 令和 6 年台風第 1 0 号の影響によって発生した、国道 2 4 6 号新善波トンネルの法面崩落による通行止めを受け、利用者の送迎が従来以上の時間を要するようになり、計画上の所要時間を確保することが難しい状況であ

るが、何かしらの取扱いはないか。

(回答) 国道 2 4 6 号新善波トンネルの通行止めによる影響で渋滞が発生し、計画上の所要時間を提供できない場合であっても、実際の所要時間に応じた単位数を算定してください。ただし、次の事項をすべて満たす場合は、計画上の単位数の算定を認めます。なお、本取扱いは、新善波トンネルの通行止め解除日をもって終了します。

- 1 通行止め前から国道 2 4 6 号新善波トンネルを使用して送迎を行っていた利用者であること。
- 2 通行止め前及び通行止め中の事業所と利用者宅の送迎経路を地図上に示し、距離及び送迎に要する時間を記載した資料を市へ提出し、市の確認を得ること。
- 3 利用者に対して、実際の所要時間ではなく計画上の所要時間に
応じた単位数を算定することを説明し、承諾を得ること。

3 関係通知

- (1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- (2) 令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (V o 1 . 1) (令和 6 年 3 月 1 5 日) の送付について
- (3) 令和 6 年台風第 1 0 号による災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い(基準緩和等)について

4 その他

本通知は、令和 6 年台風第 1 0 号の影響による取扱いであり、今後の台風等で同様の対応とするものではありません。

事務担当は、福祉部高齢介護課高齢介護計画担当です。
電話番号 0463 (86) 6583